

# 箕輪町役場 企画振興課 プレスリリース 令和元年 9月17日 発信

報道機関各位

# 箕輪町プレミアム付商品券の販売について

消費税・地方消費税率の 10%への引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を 緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、プレミアム 付商品券を販売します。

対 象 者 ①2019 年度住民税非課税者で商品券購入引換券をお持ちの方

②平成28年4月2日~令和元年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主で商品券購入引換券をお持ちの方

販売期間 令和元年9月20日~令和2年2月21日(土日祝日除く)

**販売場所・日時** ・箕輪郵便局 9:00~18:00

・木下郵便局 9:00~17:00

・東箕輪郵便局 9:00~17:00

· 箕輪町役場企画振興課 9:00~17:00

特設販売窓口 9月28日(土)・29日(日) 10:00~15:00

箕輪町役場1階町民ホール

**使用可能期間** 令和元年 10 月 1 日~令和 2 年 2 月 29 日

**販 売 単 位** 1冊 5,000 円分(1,000 円券×5枚)の商品券を 4,000 円で販売

対象者1人あたり5冊まで購入可能

**そ の 他** 対象者①で未申請の方は、令和2年1月31日まで申請可能です。

添付資料 有 無



企画振興課 まちづくり政策係

(課長) 毛利 岳夫 (担当) 小笠原岳大

電 話:0265-79-3111 (内線) 113 FAX:0265-79-0230

E - mail: kizai@town. minowa. lg. jp

2019 MINOWA

1セット

1,000円券×5枚

箕輪町 。レミアム付 商品券

額面5,000円分を

購入できます!

購入限度額

対象者1人につき 2万円 (5セット)まで 購入できます。

①発売日時

令和元年

令和2年

 $20_{\text{a}} \triangleright \frac{2}{2} 1_{\text{a}}$ 

(土日祝日は除く)

■箕輪町役場2階企画振興課:午前9時~午後5時

■箕輪郵便局:午前9時~午後6時

■木下郵便局・東箕輪郵便局:午前9時~午後5時

②発売日時

令和元年

28±•29<sub>B</sub>

会場:箕輪町役場 1 階

午前10時~午後3時

商品券ご利用期間

令和元年 10月1日(火) ~ 令和2年2月29日(土)

令和元年度 箕輪町プレミアム付商品券 使用期間:令和元年10月1日(火)~令和2年2月29日(土)

※箕輪町商工会のプレミアム商品券とは異なります。

※商品券の購入は先着順ではありません。上記の期間内で購入できます。 ※購入の際は、必ず購入引換券と身分証明をお持ちください。

宛名以外の方が購入される場合は、裏面の記載事項をご確認ください。

プレミアム付商品券の購入やご利用に関す る注意事項は、裏面または、町ホームページ をご覧下さい。

取扱事業者一覧もご確認いただけます。

こちらの QR コードからも アクセスできます⇒



http://www.town.minowa.lg.jp/kikaku/kikaku0056.html

### 「箕輪町プレミアム付商品券」の購入方法について

「箕輪町プレミアム付商品券購入引換券」と 身分証明書を購入場所で提示し、購入代金を支払って ください。

●購入時に身分確認を行いますので、身分確認できるものをお持ちください。ただし、引換券の宛名以外の方が購入される場合は次の身分証明等を提示してください。



#### ①引換券の宛名に書かれた方と同一世帯の方

購入する方の住所がわかる身分証明

例) 運転免許証、住所が記載された保険証、マイナンバーカード等

#### ②引換券の宛名に書かれた方と異なる世帯の方

- ・購入される方の身分証明
- ・委任状(宛名の方が購入する方に購入を委任するもの) 委任状は購入時に販売者が回収させていただきます。

※「箕輪町プレミアム付商品券購入引換券」の紛失や盗難について、町は一切の責任を負いません。

## 「箕輪町プレミアム付商品券」の利用について

- ●この商品券は、令和元年 10月1日(火)から令和2年2月 29日(土)までご利用いただけます。 なお、利用期間を過ぎた場合は、無効となります。
- ●この商品券は、「箕輪町プレミアム付商品券特定事業者」のみで使用できます。 別紙事業者一覧をご覧いただくか、ポスターが貼ってある店舗等で使用できます。
- ●箕輪町商工会で同様の商品券を取扱っていますが、別の商品券ですので、お間違えないようご注意ください。
- ●この商品券は物品の購入またはサービスの提供などにおいて利用可能ですが、次のものは対象外です。
  - ・不動産や金融商品
  - ・たばこ
  - ・商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
  - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
  - ・国税、地方税や使用料などの公租公課
- ●この商品券は、お釣りは出ません。
- ●商品券を現金化することはできません。
- ●商品券の紛失や盗難について、町は一切の責任を負いません。

お問い合わせ: 箕輪町役場企画振興課 電話 0265-79-3111 (平日8時30分~17時15分)